

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年7月23日 15時44分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市馬入橋 <sup>ばにゅう</sup> の南方（相模川） 中島四等三角点から真方位250°710m付近 （概位 北緯35°19.4′ 東経139°22.1′）
事故の概要	水上オートバイ シーウルフは、北進中、船長が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和5年8月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ シーウルフ、5トン未満（長さ2.45m） 235-33573神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を後部シートに乗せ、遊走の目的で、相模川左岸にあるマリナー（以下「本件マリナー」という。）を出発した。</p> <p>本船は、本件マリナー付近で遊走し、馬入橋の南方でも旋回するなど遊走した後、相模川河口付近に向けて南進し、平塚市の湘南大橋を過ぎると左旋回し、本件マリナーに向けて北進を開始した。</p> <p>本船は、約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、船長が前方を見ながら航行していたところ、左舷方からの引き波を2回又は3回乗り越えた際、船体が跳ね上がって着水し、船長及び同乗者が着水した際の衝撃で投げ出され落水した。</p> <p>船長は、付近を航行していた水上オートバイに同乗者と共に救助され、119番通報を受けて来援した救急車により神奈川県伊勢原市所在の病院に搬送され、頸髄<sup>けい</sup>損傷と診断された。また、同乗者にけがはなかった。</p> <p>船長は、本船が本件マリナーに向けて北進中、ふだん相模川では遊泳者がいることがあり、本船の前方に注意しながら意識を向けていたので、付近に発生していた波の状況を把握できなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>（写真1 本船 参照）</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、相模川において、本件マリナーに向けて約30～40km/hの速力で北進中、船長が、周囲の引き波の状況に注意を払っていなかったことから、引き波で船体が跳ね上がって着水し、船長及び同乗者が落水して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん相模川では遊泳者がいることがあり、本船の前方に注意しながら意識を向けていたので、付近に発生していた波の状況を把握していなかったことから、引き波の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、相模川において、本件マリナーに向けて約30～40km/hの速力で北進中、船長が、周囲の引き波の状況に注意を払っていなかったため、引き波で船体が跳ね上がって着水し、船長及び同乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの船長は、引き波等乗り越える際、船体の上下運動で乗船者の体に強い衝撃が掛かり、落水することがあることから、常時、周囲の波の状況を監視すること。</li> </ul>

写真1 本船

